

# 社会福祉法人北上市社会福祉協議会介護予防訪問介護事業所運営規程

平成18年8月22日制定

(沿革) 平成27年6月11日一部改正

平成29年3月16日一部改正

平成29年12月21日一部改正

令和6年3月18日一部改正

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人北上市社会福祉協議会が開設する社会福祉法人北上市社会福祉協議会指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護サービス（以下「訪問介護サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所に従事する訪問介護員等が要支援状態にある利用者に対し、要支援状態の維持もしくは改善を図り、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活ができるよう適正な訪問介護サービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、この事業所を利用する者（以下「利用者」という。）の要支援状態の心身の特性を踏まえて、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の心身の機能回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

4 訪問介護サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

5 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修を実施するものとする。

6 前各項のほか、「北上市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 社会福祉法人北上市社会福祉協議会指定訪問介護事業所

(2) 所在地 北上市常盤台二丁目1番63号

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、訪問介護サ

ービスの実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行うものとする。

(2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護サービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護サービス計画の作成を行う。また、自らも訪問介護サービスの提供に当たるものとし、次の業務を行うものとする。

① 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議等への出席、利用者に関する情報の共有等地域包括支援センター等との連携に関すること。

② 従事者に対し具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

③ 従事者の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員等 2級課程以上修了者 3名以上

訪問介護員等は、訪問介護サービスの提供に当たる。

(4) 事務職員 1名（常勤職員1名（兼務））

事務職員は、事業の執行に必要な事務を処理する。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 日曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前7時から午後7時までとする。

（訪問介護サービスの内容）

第6条 事業者は、利用者の居宅に訪問介護員等を派遣し、利用者に対して入浴・排せつ・食事の介護、調理・洗濯・掃除・買い物等の生活援助その他日常生活上の支援を提供するものとする。

（利用料等）

第7条 訪問介護サービスを提供した場合の利用料の額は、「北上市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」に定める第1号事業支給費を基に計算した額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 第8条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、北上市を越える部分の往復の距離により徴収する。

(1) 1キロメートル当たり 37円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、北上市内とする。

（衛生管理等）

第9条 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等

の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じるものとする。

(1) 事業所内における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催し、その結果を従事者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所は、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（緊急時等における対応方法）

第10条 訪問介護員等は、訪問介護サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡するとともに、消防署等に連絡をし、緊急の措置を講ずることとする。

（個人情報の保護）

第11条 事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

（苦情処理）

第12条 管理者は、提供した訪問介護サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族に説明するものとする。

2 事業所は、提供した訪問介護サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した訪問介護サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（事故発生時の対応）

第13条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに北上市、利用者の家族、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

（虐待の防止）

第14条 事業所は、利用者の権利の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

(1) 事業所内における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催し、その結果を従事者に周知徹底を図

る。

- (2) 事業所内における虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 成年後見制度の利用を支援する。
- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
- (6) 前5号に掲げる措置を適切に実施するため担当者を設置する。

(身体拘束の禁止)

第15条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従事者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所内における身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従事者に対する身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する介護予防訪問介護の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従事者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する事項)

第17条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

2 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 従事者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

4 従事者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の

内容とする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人北上市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第16条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一ヶ月前までに、次に掲げる事項を北上市へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に訪問介護サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附 則

この規程は、平成18年8月22日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する